

生活支援などの制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方に対する支援制度を紹介します。

「傷病手当金」

【対象者】

国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している方で、次のいずれにも該当する方

- ・給与等の支払いを受けている
- ・新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われる
- ・上記療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができない

【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以降、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

【支給額の計算方法】

1日当たりの支給額 × 支給対象となる日数

※1日当たりの支給額とは、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った額の「3分の2」となります。

【適用期間】

支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に属する場合は支給対象

【申請方法】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため電話でお問い合わせください。申請に必要な申請書等をご案内します。

【問合せ】 保険年金課 ☎ 072-958-1111
国民健康保険給付担当 内線 1340
後期高齢者医療担当 内線 1741

徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方で、一時に納付・納入が困難な方は、1年以内の期間で、市税の徴収の猶予を受けることができます。

この制度に該当される場合には、猶予実施に伴う担保の提供は必要ありません。また延滞金についてもかかりません。

申請の期限がありますので、本特例申請の対象となる要件や申請に必要な手続きなどの詳細な内容については、下記担当までお問い合わせいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。

【問合せ】 税務課 納税担当（本館1階7番窓口）
☎ 072-958-1111 内線 1440・1441・1442

持続化給付金（電子申請受付）〔事業者向け〕

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して支給される、持続化給付金の電子申請受付が5月1日から開始されています。

詳細は、経済産業省のホームページをご確認ください。

【問合せ】 経済産業省持続化給付金事業コールセンター
☎ 0120-115-570 8:30～19:00
5月と6月は毎日、7月は日曜日～金曜日

子育て世帯への臨時特別給付金

「子育て世帯臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対する臨時特別の給付金（一時金）です。

【対象者】

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者（なお、令和元年度の現況届提出により、特例給付で児童手当を受給されている方は本給付金の支給は対象外となります。）

【給付額】

対象児童1人につき1万円を支給します。

原則、申請は不要です。

（ただし公務員の場合は、申請が必要です。）

※この給付金の詳細については、市ウェブサイトにてご確認ください。

【問合せ】 子育て課

☎ 072-947-3836（直通） FAX 072-956-0730

住居確保給付金

就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を羽曳野市から家主さんに支給します。

【対象者】

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

【問合せ】 羽曳野市社会福祉協議会

☎ 072-958-2315

特例緊急小口資金・総合支援金（貸付）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少や失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯に対する特例の貸付制度です。

羽曳野市社会福祉協議会で受け付けています。

◆ 緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

☎ 0120-46-1999

9:00～21:00 土曜・日曜・祝日も対応

小学校休業等対応支援金

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

【問合せ】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金

コールセンター ☎ 0120-60-3999

9:00～21:00 土曜・日曜・祝日も対応

…新しい生活様式の実践例…

新型コロナウイルス感染症にかかっている、無症状や軽症の人から、他の人に感染を広げる事があります。感染症対策は、自らを感染から守るだけでなく、周囲に感染を拡大させないことが肝心です。大切な人のために、『一人ひとりができること』を引き続き、心がけましょう。

一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 → 身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空ける
 - 遊びに行くなら、屋内より屋外を選ぶ
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
 - 外出時や屋内での会話には、マスクを着用する
 - 家に帰ったらまずは手洗い、洗顔。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる
 - 手洗いは約30秒。石けん（手指消毒薬）で丁寧に
- ※重症化リスクの高い人（高齢者や持病のあるような人）と会う際には、体調管理を厳重にする



移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動（または、地域への移動）は控える
- 帰省や旅行（出張など）は控える
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。スマホの移動履歴をONにする
- 地域の感染状況に注意する

日常生活を営む上での基本的生活様式

- 手洗い・手指消毒 ■ 咳エチケットの徹底 ■ 換気 ■ 「3つの密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱、風邪の症状がある場合は自宅で療養
- 症状がなくてもマスクを着用

日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販を利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避ける
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

娯楽、スポーツなど

- 人が少ない時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとる
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居はしない
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する



食事

- 持ち帰り、出前、デリバリーを利用
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座る
- おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける

働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差出勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合わせは換気とマスク